

広島県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成三十一年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人P I A ナカムラ病院	広島市佐伯区坪井三 丁目818番地 1	名称	医療法人ピーアイエ ー ナカムラ病院
老人ホーム	特別養護老人ホ ーム ゆたか園	広島市安佐北区小河 原町1281番地	名称	従来型特別養護老人 ホーム リアライブ 高陽
			所在地	広島市安佐北区真亀 一丁目 1 番 8 号
病院	医療法人のぞみ 瀬野白川病院	広島市安芸区瀬野一 丁目28番 3 号	名称	医療法人松栄会 瀬 野白川病院
病院	医療法人 瀬野 川病院	広島市安芸区中野東 四丁目11番13号	名称	医療法人せのがわ 瀬野川病院
病院	多田病院	福山市大門町野々浜 864番地	名称	医療法人あかつき会 大門あかつき病院
病院	老人保健施設 愛生苑	庄原市上原町1810番 地 1	名称	介護老人保健施設 愛生苑
病院	日立造船健康保 険組合 因島病 院	尾道市因島土生町 2561番地	名称	日立造船健康保険組 合 因島総合病院